九　銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件　二四 60 七五

一〇　銀行法施行規則第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき再建計画の策定が必要なものとして金融庁長官が指定する銀行持株会社グループ　二四 60 七八

一一　保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件及び保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件　二八　二

一二　金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を改正する件　三一　二

○金融庁、財務省、経済産業省

一　株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件　二四 60 七八

○金融庁、厚生労働省

一　労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件　二四 60 七八

○金融庁、農林水産省

一　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件　二四 60 七九

二　農林中央金庫法施行規則第百条の三第三項の規定に基づき、同項に規定する再建計画の策定が必要なものとして農林水産大臣及び金融庁長官があらかじめ定める場合を定める件　二四 60 八〇

○消費者庁

三　健康増進法第二十六条の九の規定により、登録試験機関について、許可試験の業務の廃止を許可する件　二一　二

四　繊維製品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件　三〇 67 三五

五　合成樹脂加工品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件　三〇 67 四〇

六　電気機械器具品質表示規程の全部を改正する告示を定める件　三〇 67 四三

七　雑貨工業品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件　三〇 67 五六

八　消費者安全法第四十七条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示の一部を改正する件　三一 69 二九三

九　健康増進法施行令第三条第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正の件　三一 69 二九四

○復興庁

三〇　復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件の一部を改正する件　三一 69 二九四

○総務省

六五　防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件　一　三

六六　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　一　三

六七　宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件　一　四

六八　電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件　一　四

六九　平成二十八年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件　二　二

七〇　平成二十八年中において交付した特定交付金の総額及び特定交付金の交付を受けるべき政治団体に対して交付した特定交付金の額を公表する件　二　二

七一　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二　二

七二　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　三　二

七三　大崎市に編入する区域として告示された区域の属すべき選挙区を定める件　三　二

七四　大崎市に編入する区域として告示された区域の属すべき選挙区を定める件　九　三